

## 松山家庭裁判所委員会議事概要（第14回）

### 1 日時

平成22年7月6日（火）午後1時30分

### 2 場所

松山家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### （1）委員

安藤裕子，井伊盛一郎，宇都宮眞由美，太田敬司，門田誓，窪田恕子，高橋猛，谷口祥子，兵頭英夫，福居幸一（五十音順）

#### （2）事務担当者

末次首席家庭裁判所調査官，越智首席書記官，一色次席家庭裁判所調査官，八島主任家庭裁判所調査官，田中事務局長，玉井総務課長

### 4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

#### （1）松山家庭裁判所長挨拶

#### （2）新任委員の自己紹介

#### （3）委員長の互選

委員の互選により安藤委員を委員長に選任した。

#### （4）少年の立ち直り支援について

■ 少年の立ち直り支援について，一色次席調査官及び八島主任調査官から説明します。

● 少年の立ち直り支援について説明した。説明要旨については，別紙のとおり。

■ それでは，率直な感想から御発言をお願いしたいと思います。

○ 私は最近あまり少年事件に関与していないので，過去の経験になるのですが，非行に走る少年の事件記録を見て特に印象に残っているのが，家庭環境に何らかの問題があるということです。先程の説明の中に教育的措置ということで調整型として紹介された親子関係や関係機関との調整というのが非常に大事という気が

します。ただ、これがどの程度、どういう事を具体的にやられているのか分からないので、その点を教えていただきたい。

- 家裁調査官が調査面接で個別に調整を行っていることが多いです。少年と保護者に面接をすると、保護者が一緒にいる時の少年と少年だけの場合では全く顔が違いますし、話の内容も違います。そこで、個別の話の違いを調整するだけでも随分違います。つまり親子だから終始顔を突き合わせていても、意思の疎通ができていないということがそこで見えてくるということがあります。

他には、先程説明した試験観察とか教育的措置という中で親子と一緒に色々な体験をすることで、親子関係のやり直しのきっかけを作ることになります。

- 今の点に関連してですが、71%が不処分と審判不開始ということは、まだ軽い段階だから指導とか支援という措置で改善の方向に向かうということだろうと思うのですが、学校関係から見ると、保護者の取組姿勢をしっかりと改善していかないと、根本的な改善には向いていかないと思うのです。学校教育で子供たちの問題を見て感じるが多々ありますが、学校現場では、子供への指導はできても、家庭の親御さんへの指導を強く言えないというジレンマが多々あります。家庭裁判所には、学校では立場上どうしても立ち入れないようなところへ踏み込んでくださると、ずいぶんと効果が早く出てくるのではないかと期待します。
- 私、だいぶ前ですけど、児童相談所の勤務経験がありまして、今の話を聞いて似たような感想を持ちました。児童相談所の役割は、本来刑法で措置するのではなく児童福祉法で対処します。例えば14歳未満であったり、14歳以上でも家裁から児童相談所へ送致された少年の対応をします。そのときに一番悩んだのが、親をどうするかという問題です。

裁判所は決定機関ですから、そういう悩みよりも、やった行為に対して、どういう審判を下すかということに重きを置く方がよいと思っています。

児童相談所の場合には、起こした犯罪の軽重に関係なく、子供の状態、家庭の状況及び地域の環境を見て、じゃあこの子をどうしたらいいのかという発想で、

措置会議を行っています。しかし、学校の先生が一番求めるのは、あれだけのことをしてどうして家庭に帰すのかということがあります。前に同じ事をした子は少年院に行った、教護院（現在の児童自立支援施設）に行った、同じ事をしたのだから行かせてください、そのような子は隔離した方が教育には都合がよいというような御意見をよく聞きました。ただ、例えば、養護施設に預かるにしても、養護施設の指導員にそれだけの指導能力があるかと言われると、教護院ほど指導能力もないし、かえって他に広がってしまうという危険性もあるという悩みもありました。

さて、裁判所としては約70%について処分をしていないということですが、その少年が罪的に見て、初犯で、軽いレベルだから処分しないのか、それとも家庭の状況や調査の結果を見て、犯罪のレベルは違うけれども、処分していないのか、そこら当たりの状況について教えていただけたらと思います。

■ 審判不開始や不処分が、もちろん何もしないということではなくて、最終的には保護処分はしないけれども、その調査なり審判の過程で少年に対し色々な働き掛けをし、問題意識を持たせて、その上で最終的に保護処分には至らないという前提で、質問していただいたという事でよろしいですね。

○ 私は少年審判をいくつか担当していますが、処分を決めるについては、基本的に犯した罪の大小というのはまず大前提になるものですけれども、犯した罪が軽いからといって、それで全部審判不開始、不処分で終わらせるかということ、そういうものではなく、やはり家庭環境や本人の資質が非常に大事になります。これを要保護性と言います。罪が軽くても要保護性が非常に高い少年がいますから、そういう少年の場合には、例えば、万引き1回とか、自転車を盗んだだけという軽い事案であっても、場合によっては保護観察に付すということもあります。いきなり少年院送致となるのはかなり重い罪を犯した場合でしょうから、そこは罪の軽重というのは無視できませんが、やはり家庭環境や少年がどれだけ問題を抱えているかということを重視して処分を決めているというのが実情です。

- 立ち直り支援という意味で、審判の中で働き掛けをするという場面のほかにも試験観察、補導委託を含めて具体的な取組を行っているということでしたが、試験観察とか補導委託という言葉は、一般的にはあまり馴染みがない用語でしょうか。描いていたイメージと今日の説明との間で、ああこういうことだったのかと合点がいった、あるいはまだちょっと違和感があるということがあれば、おっしゃっていただければと思います。
- 少年審判については、県関係の処分で言いますと、児童相談所送致決定とか児童自立支援施設送致決定というように類型化されていますが、そのような処分を決定する際には色々と苦勞されていることと思います。処分になるかならないか微妙なケースがあると思うので、機会があればお話していただけたらという感想を持ちました。
- 予めお送りしたリーフレットについてですが、読んで分かりやすかったですでしょうか。家庭裁判所の手続について、お分かり頂くように最高裁判所が統一的なものとして作っているのですが、普通にそれを読んで、こういう流れであるとか、こういう意味であると、市民一般の皆さんがずっと理解ができるような形式になっていますでしょうか。もっと分かりやすい用語にしたらどうかとか、イラストも入れるなどもっと工夫したらという点があれば併せてお聞かせいただければと思います。
- このパンフレットをどういう場合に使うかによって、違ってくると思います。このパンフレットは、文字が多くて読まないで内容が分からないので、配布先は何かの講習会であるとか、窓口において何かそういうものに頼らなければならないという立場の人が、自ら取りに行ってみるパンフレットという形式でまとめられているように思いますので、そういう人用ということであれば、こういう形式でよいのではないかと思います。そうではなくて、国民全般に家庭裁判所をPRするようなパンフレットとして使用するなら、もう少し中身を考えた方がいいように感じます。言葉による説明は、一般の人用だとほとんど使わず、写真やイラスト

ストを多く使うべきだと思います。

- 私も家庭裁判所の仕事を少しは知っているつもりだったのですが、今日色々お聞きしてみて、多岐にわたる仕事があるというのがよく分かりました。しかし、そのことを一般の人に分かってくださいというのはなかなか難しいというふうに思います。一般の方に広く分かってもらうためには、いかに上手にマスコミを使うかということが重要になります。家庭裁判所のすることには非公開のこともありますし、ある意味広報も難しい部分もあるかもしれませんが、報道機関と接する機会をもっと設けることができたなら、一般の方にもっと広く分かってもらえるのではないかと思います。

- 具体的にこうしたらという意見があったら是非教えていただきたいとします。

今日玄関入り口をお入りになったところの正面に、実はこういうパンフレットを置いてある棚が置いてあり、少年事件の関係だけでなく、家事事件の関係についても、項目別の色々なリーフレット等が用意されております。それらは訪れた人が自由に持ってお帰りいただくことができるのです。

- このパンフレットは、大人向けのある程度理解力のあるレベルの人たち用のものだと思うので、当の本人である少年たちが自分のしたことを認識したり、問題の深さを本当に深刻に受け止めたりする意味でも、もう少し分かりやすい少年本人の目線で作られたものがあればよいと思います。例えば、中学校の研修会などで配布して、分かりやすいと、犯罪の予防効果に役立ったりすることが期待できると思います。学校にいと、先生にしかられても、なぜしかられたのか聞き流してしまう子供が最近多いですね。今の子はゲーム世代なので、理論的に説得しても何かちんぷんかんぷんになるかなと思いますが、図で示したり視覚に訴えたりすると、すごく入っていきやすいようです。

- そうしますと、家裁から学校に講演、講義に行くときも、文字で書いたものよりは、図示した方が、あるいは具体的な写真とか絵を見せて、それで訴えていっ

の方がインパクトが強いと、あるいは問題も考えてもらえるという御意見、御提案でよろしいでしょうか。裁判員裁判もそうですが、裁判員の皆さんの視覚に訴えるということで、検察庁等が使っているのと同じように、更に工夫して、実効性のあるものにしていただきたいと、委員みんなでお願いするという形にしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

なお、先程少年審判で色々と苦勞しているという紹介がありましたが、この点について委員の皆さんで更に付け加えていただくという形にしたいと思うのですが、付添人の立場でかかわっていくという視点で何か感想はございますか。

○ 最近付添人を全くやっていないので、合っているかどうか分からないのですが、以前に少年審判事件の付添人をやったときに思ったことは、弁護士が少年に携われる時間というのはほんの短い時間で、少年と共有できる時間も、30分とか、せいぜい数十分の何度かの面会でしかなく、そして親御さんにお話をお伺いして、審判に立ち会って、意見書を書くということでしたが、少年についての処分が下った後で、少年の立ち直りという点で私たち弁護士に何ができるのか、すごく悩んだ経験があるのを思い出しました。そこで、もし弁護士が付添人をするに当たって、少年の立ち直りという視点から、こういうところに気をつけて欲しいという点があれば教えて頂きたいと思います。付添人は、一つの事件にその後もずっとかかわることはできないのですが、本当は処分後のかかわりが大事だということに気付かなければいけないとつくづく思いました。それと補導委託などが、ボランティアの人の善意に大きく支えられていることについては、それは確かに重要なことであり、そういう社会が望ましいと思うのですが、それだけではなく、もっときちんとした制度としていく必要があるような気がしております。

■ 少年が再度非行を犯して裁判所に来た場合には、前の措置でよかったかどうか検証ができるのですが、その後何も事件を起こさなかった場合に、非常に立ち直ったのか、あるいは低空飛行で何となく問題が起きずにきているのか、成人

になるなど、かなり後になってから問題が出てきた場合などは、検証の仕方は難しいのかなと家裁調査官の説明を聞いていて思ったのですが、処分後にどう対応していくのかということは課題かもしれませんね。

- 先程のリーフレットの問題ですが、大人でもほとんど見ないので、ましてや子供だったら絶対こういう難しいものは読まないと思います。やはり映像を使って学校に行って講演をされるのが、一番子供たちが理解しやすいと思います。

それから先程、西条支部での親子でボランティア活動をしているのを見ましたが、あの子供は、この家庭なら大丈夫ということで在宅での試験観察にしたのでしょうけど、そのときに大丈夫と想着いても、元々は親子のコミュニケーションがとれていないことが原因で何らかの罪を犯したのでしょうかから、家庭に預けた場合も、しっかりと裁判所の方が観察していかなければならないと思います。そこでボランティア活動していた家庭は大丈夫だと思いますが、やはり余程でないで家庭での試験観察は難しいのではないかと思います。家裁調査官がしっかりとした調査をした後の試験観察だと思うのですが、その後においてもしっかりとかわっていただきたいと思いました。

- もし試験観察の種類とか、あるいは補導委託先であるとか、それぞれの委員の社会活動の中でお気づきの点がありましたら、色々なアイデアを是非家裁委員会の委員としていつでもお寄せいただきたいと思います。お寄せいただいたものが時代の要請にあった家裁としての処遇であったり、家裁としての対応として必要だと思っております。御意見をお寄せいただく際の窓口は総務課長となります。

#### (5) 裁判所を利用した人へのアンケート実施結果について

- 次に裁判所を利用した人に対するアンケートについて、事務局長から説明してください。
- アンケート結果について御報告します。

これから御説明しますのは、前回の委員会から後、つまり平成22年1月28日から本年7月5日までの結果です。この間に来庁者が自らお取りになったアン

ケート用紙の枚数は29枚で、その内、回収されたのは11枚でした。

それでは、まずアンケート結果のうち、場所の分かりやすさでは、特に御指摘はいただいております。次に、職員の対応については、「ていねいだった」という方が、計6人であり、NO1, 2, 5, 8, 10, 11の方です。このうち、二人は、「不安な思いで来たが、少し安心した」と答えています。

反対に、「不親切だった」という方が二人（NO7, 9）で、「もっと質問したかったが気が引けて聞けなかった」という方が一人（NO4）です。

さらに、これらの3人の方が「もう来たくないと思った」と回答しています。

なお、「十分に聞いてもらえなかった」という回答はありませんでした。

職員が説明した内容については、「ていねいで分かりやすかった」という方が5人（NO1, 2, 5, 10, 11）で、「不安な気持ちが少し解消した」が2人（NO1, 8）です。反対に、「早口で聞き取れなかった」（NO7）と「他方に味方しているようだった」（NO6）が各一人です。なお、「言葉がむずかしくて分からなかった」の項目についてはありませんでした。

次に、個別に見ていきますと、NO3の方は裁判所への要望として「昼休みのみに相談をすることを」希望されています。お気持ちはよく分かるのですが、家事手続案内は相談ではなく、家庭裁判所で利用できる手続を説明することであり、来られた方によっては、速やかに手続の申立てを家事書記官室ですることがあります。また、手続案内は概ねお一人1回につき20分程度でお願いしていますが、多くの方が見えていて、待ち時間もあることから、更に時間を要することになり、手続案内を昼休みだけで行うことが困難であると考えております。

NO4の方は「これだから公務員はきらいと思う。本当に苦しい時助けてくれるのは、政治家や公務員でなければいけないはず。だから公務員はきらい。法律家としてさいてい」とあります。用件場所の記載がなく、目的が「相談と裁判」のためとなっていますので、言葉どおり推測すると、人事訴訟のことかもしれません。しかし、手続案内や申立受付では、手続説明はしますが、来訪者の利益に



なるような内容面に深く立ち入ったの御説明は当然できませんし、来訪者の苦しさを助けるためだけに行動するなど公正さに疑念を抱かせるようなこともできません。特に人事訴訟になりますと、対立構造が顕著になり調停以上にお話しすることが難しくなります。

なお、内容面での御相談を希望される方には法テラスや弁護士への相談をお勧めしております。

NO7の方は、「初め、職員が7～8人いるところで、いろいろと聞かれて恥ずかしかった」という御指摘です。当庁3階の申立受付では対応職員から何の申立てをされるか確認を求められることとなりますが、個室で手続説明を希望される場合には、1階の家事手続案内を受けるように御案内しています。この件では申立てか手続案内かの区別はないですが、おそらくは御自身で申立受付に行かれたようです。家裁には、家庭裁判所以外のことで来られる方もおり、内容によっては、地方裁判所や市役所、児童相談所、法テラスなどの他の相談機関を御紹介しています。

NO9の方は、「名前を聞いたら教えられないと言った」とあります。家事手続案内では原則は、本日の手続案内担当の〇〇ですと最初に名乗っています。どうもこの方は、申立て時の状況が変わっていないので、結論も変わらないにもかかわらず何度も来庁して後見関係の事件を何度も申し立てている方のようです。そういった場合であっても、対応をした職員が名乗らないことは、適切とは言えません。

NO10の方は、「入り口から入ったら暗い」とのことですが、誠に申し訳ないのですが、管理維持費及びCO<sub>2</sub>の削減のため、可能な限りの照明は落としています。

以上で、アンケート結果の報告を終わります。よろしく、御審議ください。

- 今の説明に関しまして、何か御質問なり、御確認はございますでしょうか。
- NO9の方について、何度も同じような申立てを繰り返す方が確かにおられ、

本件についてもそうなのかもしれませんが、折角名乗るべきでないかという意見をいただいた以上は、民間であれば名札を下げている人もいることから、家裁としてそこまでやるべきなのかどうかについて、議論してもいいのではないかと思います。

- 折角アンケートに書いていただいている方がいるので、酌むべきところは酌んで、更によりよい家庭裁判所の対応、あるいは親切で分かりやすい、利用しやすい家庭裁判所を目指して、これを生かしていくと、家裁委員会で確認し合ったという形にしたいと思います。

(6) 次回期日について

平成23年2月1日(火) 午後1時30分

(7) 次回テーマについて

- (委員長) 次回のテーマについて何か御意見がございますか。特にないようでしたら、今回は「面会交流」というテーマで報告、協議を行いたいと思います。

(別紙)

「少年の立ち直り支援について」要旨

## 1 少年審判手続とは

### (1) 少年審判手続

家庭裁判所が受理した少年事件は、まず、裁判官から調査命令を受けた家庭裁判所調査官が調査を行います。調査を終えただけで、そのまま審判には至らないで終局させるのが適当と判断される場合、裁判官は審判不開始決定をします。

審判が開始された場合は、裁判官が非行事実の存否を確認したうえで、注意や指導を与えるにとどめて実質的な処分をしない不処分か、保護観察や少年院等の保護処分が付するかのいずれかの決定をして終局することになります。成人と同じ刑事事件として扱うのが適当と判断し、家庭裁判所へ事件を送致してきた検察官へ送り返す決定をすることもあります。

このように、家庭裁判所が受理した事件は、その全てについて、裁判官が審判を開始するか否か、審判を開始した場合は保護処分が付するかの否か、保護処分が付する場合はどんな処分を選択するのか等を決することになります。

### (2) 少年審判の機能

家庭裁判所の少年審判が目指すのは、非行を犯した少年に適切な処分を選択することです。そうすることにより、法秩序の回復・維持をはかることが期待できますが、これを少年審判の「司法的機能」と呼びます。

ところで、少年法 1 条には、「少年の健全育成」という教育目的が挙げられています。少年審判手続が、非行に陥った少年の再非行を防止し、社会に復帰させることを第一の目標とするものであることを示しています。これを、少年審判の「福祉的機能」と呼び、先に挙げた「司法的機能」と不可分、表裏一体の関係を形成しています。少年審判手続における家庭裁判所

調査官による調査や、裁判官による審判（少年及び保護者等に対する説諭や処分の言渡し）の全てが、司法的機能実現のための司法過程であると同時に、福祉的機能実現のための保護過程であると言えます。

## 2 非行少年に対する処分と「立ち直り支援」

### （1）非行少年に対する処分

家庭裁判所では、家庭裁判所調査官が心理学、教育学などの専門知識を生かして、少年や保護者、その他の関係者と面接するなどし、非行の原因や少年の抱える問題について調査します。裁判官は、家庭裁判所調査官による調査の結果報告等をもとに、非行を犯した少年に対する処分を決定します。

少年事件の処分には、再非行を犯すおそれが強く、社会の中での更生が難しい少年を施設に収容し、矯正教育を受けさせる少年院送致決定や、比較的低年齢の少年について、開放的な福祉施設での生活指導を相当とする児童自立支援施設送致決定、また、社会の中で生活させながら、保護観察官と保護司が指導を行って改善更生を目指す保護観察決定などがあり、これらを保護処分と呼んでいます。

### （2）非行少年に対する働き掛け

家庭裁判所調査官による調査面接では、非行やその背景となっていた少年の交友関係、学校生活、家庭の状況など、様々な事柄を取り上げますが、そうして当時をふりかえらせ、想起させること自体が、少年の反省を深めさせたり、友人や家族、今後の生活を見直す契機となっています。

裁判官は、審判の場では、少年に対しなぜ非行に至ったのかをふりかえらせたり、被害の実情や被害者の気持ちに向き合わせるなどして、少年に自分のしたことの重大さや、自分の問題点を理解させて反省を深めさせるよう努めます。

少年審判手続は、過程そのものが少年の再非行防止に向けた教育の場であるとされ、このように、全過程を通じて非行少年に福祉的、教育的、保護的

働き掛けが行われます。

### (3) 非行少年に対する家庭裁判所の「立ち直り支援」

家庭裁判所では、審判手続の全過程を通じて非行少年に教育的働き掛けを行っていますが、特に力点を置いていることの一つに「教育的措置」があります。

家庭裁判所は、審判手続を経て非行少年の処分を選択しますが、保護処分が付するよりも、むしろ、家庭裁判所調査官による調査だけで審判を開始しない審判不開始決定や、審判を開始しても、保護処分等の処分が付さない不処分決定で終局する場合の方が、より多くの割合を占めています。

それゆえに、このような審判不開始決定や不処分決定で終わることになる非行少年やその保護者等に対し、再犯防止を目的とした効果的な働き掛け、すなわち非行からの立ち直り支援が重要であると考えています。

## 3 教育的措置について

### (1) 教育的措置の意義、目的

家庭裁判所の教育的措置は、特に、不処分あるいは審判不開始が予定される少年等に対し、主として家庭裁判所調査官によって行われます。場合によっては医務室技官等（看護師）が行う場合もあります。

その目的の第1は、自己理解を深める（少年自身または保護者が自分の問題に気付く）こと、第2に、非行への認識を深める（非行の社会的影響を理解し、犯罪の危険性を考える）こと、そして第3が改善、解決力を高める（自己の問題に気付き、問題を改善しようとする力を強化する）こと、以上の3つに分類することができます。

### (2) 教育的措置の形態と方法

家庭裁判所調査官は少年や保護者と調査面接を行い、その中で指導や助言を行ったり、被害者の立場に立ったつもりになって考えさせることにより、思い至らなかったことへの気付きを促したりします。これが最も一般的な

「面接型」の教育的措置であると言えます。当庁では、医務室技官がシンナー等の薬物事犯で係属した少年や、性的逸脱の見られる少年、低年齢でありながら喫煙等の改善すべき生活習慣をもった少年に対して保健指導を行っていますが、これらも面接型の教育的措置と言えます。

このほかにも、交通事故や交通違反で係属した非行少年に対して、有免許及び無免許講習を実施したり、万引き被害に遭った被害者（書店の店長）による「万引き被害を考える会」、少年と保護者による河岸の清掃活動といった「体験型」の措置も実施しています。

教育的措置には有形無形の様々なものがあり、少年の立ち直りに大きく貢献しています。

#### 4 試験観察について

##### (1) 試験観察の意味と位置付け

試験観察は、少年に対する処分を直ちに決めることが困難な場合、当分の間、家庭裁判所調査官が助言や指導を与えながら少年の生活ぶりや行動を観察することを言います。最終処分を見極めるためという位置付けから、広い意味での「調査」に含まれますが、終局決定を留保する中間決定であるという側面があります。

試験観察は、最終処分を決するための制度であると同時に、非行少年の社会適応力を高めることに有効であり、非行少年の立ち直り支援として重要な地位を占めています。

##### (2) 試験観察の方法

試験観察は、文字どおり、終局決定を導くために試験的に観察するものです。多くの場合、少年の身柄は遵守事項を定めて保護者に引渡され、一定期間の生活ぶりが家庭裁判所調査官によって観察されます。

それ以外に、民間人や団体、施設に委託されることもあり、これを「補導委託」と呼びます。少年は、保護者の元から委託先に通ったり、あるいは委

託先に住み込んで寝食を共にしながら指導を受けることになるのです。

### (3) 補導委託の実際

補導委託先は多種多様であり，当庁では，身柄付き補導委託以外に，少年に就労経験を積ませるために，ホテルや旅館，建設会社，菓子店などを登録しています。ほかにも，老人福祉施設で1～3日程度の社会奉仕活動を体験させられるようにしています。

## 5 おわりに

非行少年への立ち直り支援は，少年審判手続の福祉的機能が具現化するものであって，そのこと自体を目的にしているわけではありません。すなわち，家庭裁判所が行える支援には，司法機関としてやれること，やれないことが明確であり，限られた範囲の中で，効率的かつ効果的な支援が実現できるよう努力していかなければなりません。そのためには，適切な効果検証が必要であると言われますが，何をもって立ち直りが達成できたとするかは，非常に困難な問題です。

なにより，時代や社会の要請にあった教育的措置の工夫や，補導委託先など社会資源の開拓を更に進めていく必要があると考えています。

## 「少年の立ち直り支援」とは

少年に非行をさせない

個々の少年の抱える問題に応じた  
適切な措置を執ることが必要

→ 社会公共の安全

★審判の過程そのものが再非行防止に向けた教育の場

★司法的機能と福祉的機能のバランスが大切

## 非行を繰り返しがちな少年

- 事件についての反省の程度が低い
- 生活の仕方の問題がある
- 保護者の少年に対する指導姿勢の問題がある
- 学校・職場への適応状況の問題がある
- 不良交友がある

「教育的措置」では、これらの問題に応じて適切な働きかけを行う

## 教育的措置の種類

面接型	助言や指導など 知識、課題を与える 心理テストなど 被害者の視点
体験型	講習(無免許・事故、シンナー) 被害を考える教室 保護者会
調整型	親子関係、学校・関係機関との調整

## 試験観察について

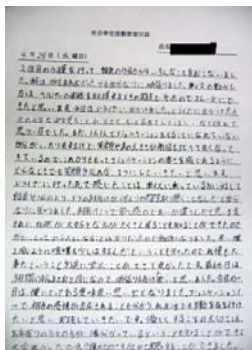
～教育的措置に並ぶ、「立ち直り支援」のもう一つの柱～

少年に対する処分を直ちに決めることが困難な場合、当分の間、家庭裁判所調査官が助言や指導を与えながら少年の生活ぶりや行動を観察するもの。

その結果もふまえて、最終処分を決めるための審判が開かれます。

試験観察を行う際、民間の人や施設に少年の指導をゆだねることもあります。(補導委託)

### 高齢者福祉施設でボランティアを経験 (粗暴非行の男子少年)



- コミュニケーションをとることに慣れていない自分への気付き
- 自分の表情や言葉が、相手の感情を左右すること
- 褒められたり感謝されたことの喜び



## 今後の課題

- 司法機関での働き掛け
- 効果的・効率的な教育的な措置をめざす

- ◎ 時代や社会の要請にあった工夫
- ◎ 社会資源のさらなる開拓
- ◎ 効果検証

